

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	岡本 (蒲生岡本町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・営農組合員の高齢化による作業員の不足で、作業によっては思うように仕事ができない。 ・近隣地区の法人や認農の人との連携が必要である。 ・入り作者が多く集積集約に手間取る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・令和4年度から山裾の土地でユウカリ栽培に取り組んでいる。今後も作付けを増やして高齢者や女性の雇用の場を作りたい。 ・小麦の作付けを多くするため、ブロックローテーションを3から2に変更する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農用地の集積・集団化に向けて近隣集落との話し合いにより法人連携を進める。 ・他集落からの入り作者とよく話し合い集約を図ると同時に麦の集団化に協力を願う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・現状のままで進め、70歳以上の耕作者の方にも耕作地の集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・暗渠排水工事や明渠排水工事が一部を除き完了しているが残りの農地や入り作者の土地についても工事をする予定。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・他集落からの入り作者で認定農業者の方が5名おられよく話し合って連携したいと考えます。 ・近くの新規就農者の方を組合員として手伝ってもらう。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地上防除や乾燥施設の利用、またドローンによる追肥作業を委託する。 ・大豆播種や大豆消毒、刈り取り、田植え作業を一部委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①H19～H27里山に約5.9kmにわたり獣害対策の柵を設置し、毎年総点検し、補修をしている。 ②環境こだわり農産物の栽培に取り組み済み。 ④基幹作付けでの輸出米の取り組みを実施。 ⑦保全委員会と農事組合との連携により農道や畦畔の修繕管理を行っている。				